# 第25回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和 元年 6月25日(火曜日)開催場所 標 茶 町 役 場 議 場

## ○議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について
- 第 2 会期決定について
- 第 3 会務報告
- 第 4 報告第 67号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る

>13	-		, ,	展刊和内内的基 5000 日 1000	
				あっせん委員の指名について	2件
第	5	報告第 6	8号	農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について	1件
第	6	報告第 6	5 9 号	農用地譲渡申出に係るあっせん結果について	4件
第	7	議案第12	28号	農用地の賃貸借に係る合意解約について	3件
第	8	議案第12	29号	現況証明願について	2件
第	9	議案第13	3 0 号	農業振興地域整備計画の変更について	3件
第1	0	議案第13	3 1 号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
第1	1	議案第13	3 2 号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
第1	2	議案第13	3 3 号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
第1	3	議案第13	3 4 号	農用地利用集積計画の作成の要請について	20件

### ○出席委員(14名)

 1番 澁谷 洋 君
 3番 髙原 文男 君
 4番 橘 澄子 君

 5番 嶋中 勝 君 6番 甲斐やす子 君
 7番 森田 享子 君

 8番 大泉 義明 君
 9番 渡邊 裕義 君
 10番 平間 清 君

 12番 熊谷 英二 君
 13番 津野 斉 君
 14番 笛木 眞一 君

15番 髙橋 政寿 君 16番 佐瀨日出夫 君

### ○議事参与の制限を受けた委員(1名)

番 君

# ○欠席委員(2名)

2番 高松 俊男 君 11番 類瀬 正幸 君

### ○その他出席者

事務局長相撲浩信君振興係長小幡裕也君主任不藤さとみ君主事大河原広君

# (会長 佐瀬日出夫君、議長席に着く。)

## ◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 只今から第25回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は14名、欠席2名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、 本総会は成立致しました。

(午前10時15分開会)

### ◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 直ちに会議を開きます。

## ◎会議録署名委員の指名

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

14番・笛木君 15番・髙橋君

を指名致します。

### ◎会期の決定について

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第2。会期決定を議題と致します。 第25回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。 よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

### ◎会務報告

〇会長(佐瀬日出夫君) 日程第3。会務報告を行います。 会務報告は印刷配布のとおりであります。

### ◎報告第67号

〇会長(佐瀬日出夫君) 日程第4。報告第67号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容2件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。 よって、番号1から番号2まで内容2件を一括議題と致します。 事務局より内容説明させます。 農地係大河原君。

○農地係(大河原広君) はい。

報告第67号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は、別紙のとおり2件となっております。

番号1。

あっせん申出者、

さん

申出面積、8.0 h a。

指名年月日、令和元年5月31日。

申出の種類、売買。

指名あっせん委員、笛木委員、大泉委員、髙原委員、熊谷委員。

番号2。

あっせん申出者、

さん。

申出面積、1.9 h a。

指名年月日、令和元年6月3日。

申出の種類、売買。

指名あっせん委員、大泉委員、嶋中委員、甲斐委員となっております。

以上です。

○会長(佐瀬日出夫君)以上をもって、番号1から番号2まで内容2件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君)ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀨日出夫君) ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第67号内容2件は、報告のとおり承認されました。

### ◎報告第68号

〇会長(佐瀬日出夫君) 日程第5。報告第68号、農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係(大河原広君) はい。

報告第68号について説明させていただきます。

農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1。

あっせん賃貸借申出者、

あっせん委員長、笛木委員。

あっせん委員、大泉委員、髙原委員、甲斐委員。

報告年月日、令和元年5月14日。

借受人、地番、金額等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字虹別原野554-1の内。

現況地目、畑。

面積、34,729㎡外2筆、合計93,322㎡。

年間賃貸料、298,000円。

借受人氏名、 さん。

賃貸借期間につきましては、公告の日から5年間となっております。

続きまして、土地の所在、字虹別原野555-1の内。

現況地目、畑。

面積、76,811㎡外1筆、合計91,737㎡。

年間賃貸料、293,000円。

借受人氏名、

賃貸借期間、公告の日から5年間。

続きまして、土地の所在、字虹別原野675-1の内。

現況地目、畑。

面積、27,242㎡外1筆、合計64,538㎡。

年間賃貸料、206,000円。

借受人氏名、 さん。

賃貸借期間、公告の日から5年間。

続きまして、土地の所在、字虹別原野726-11の内。

現況地目、畑。

面積、46,318㎡。

年間賃貸料、148,000円。

借受人氏名、 さん。

賃貸借期間、公告の日から5年間。

続きまして、土地の所在、字虹別原野728-8の内。

現況地目、畑。

面積、48,680㎡。

年間賃貸料、155,000円。

借受人氏名、 さん。

賃貸借期間、公告の日から5年間。

続きまして、土地の所在、字虹別原野579-1の内。

現況地目、畑。

面積、44,651㎡外3筆、合計217,785㎡。

年間賃貸料、696,000円。

借受人氏名、 さん。

賃貸借期間、公告の日から5年間。

合計13筆、合計面積は562,380㎡となっております。

なお、番号1につきましては、あっせん委員長であります笛木委員より報告をお願い致します。

- ○会長(佐瀨日出夫君) 14番·笛木君。
- ○14番(笛木眞一君) 14番・笛木です。

報告第68号、番号1について報告致します。

平成31年4月25日にあっせん委員の指名があり、平成31年4月25日に大泉委員、髙原委員、甲斐委員と私、事務局より相撲局長、大河原主事で現地調査を行い、価格を決定し、あっせん委員長に互選された私より、 さんに価格を提示したところ、貸借の承認を得ましたので、令和元年5月14日に、 において第2回あっせん委員会を開催し、借受け希望者を調整したところ、 さん、 さん、 さん、 さん、 さん、 さんに決定致しました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

〇会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀨日出夫君)ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第68号、内容1件は報告のとおり承認されました。

# ◎報告第69号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第6。報告第69号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、 内容4件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係(大河原 広君) はい。

報告第69号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり4件となっております。

番号1。

あっせん譲渡申出者、

あっせん委員長、嶋中委員。

あっせん委員、渡邊委員、大泉委員、森田委員。

報告年月日、令和元年5月27日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字熊牛原野9線東3-1。

現況地目、採放地。

面積、1,981㎡外11筆、合計25,123.37㎡。

価格、1,231,000円。

譲受人氏名、 さん。

予定資金関係につきましては、自己資金となっております。

番号1につきましては、あっせん委員長であります嶋中委員より、ご報告をお願い致します。

- ○会長(佐瀬日出夫君) 5番・嶋中君。
- ○5番(嶋中 勝君) 5番・嶋中。

報告第69号、番号1について報告致します。

令和元年5月8日に、あっせん委員の指名があり、令和元年5月13日に渡邊委員、森田委員、 大泉委員と私、事務局より相撲局長、大河原主事で現地調査を行い価格を決定し、あっせん委員長 に互選された私より、 さんに価格を提示したところ、譲渡の承諾を得たので令和元年5月 27日に において、第2回あっせん委員会を開催し、譲受希望者を調整したところ、 さんに決定致しました。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君)ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については報告のとおり承認されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係(大河原 広君) はい。

番号2。

あっせん委員長、髙原委員。

あっせん委員、笛木委員、大泉委員、甲斐委員。

報告年月日、令和元年5月8日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字虹別原野123-1。

現況地目、畑。

面積、41,824㎡外1筆、合計48,702㎡。

価格、2,963,000円。

譲受人氏名、 さん。

予定資金関係は、自己資金となっております。

なお、番号2につきましては、あっせん委員長であります髙原委員より、報告をお願い致します。

- ○会長(佐瀬日出夫君) 3番・髙原君。
- ○3番(髙原文男君) 3番・髙原です。

報告第69号、番号2について報告致します。

平成31年4月25日に、あっせん委員の指名があり、平成31年4月25日に笛木委員、甲斐委員、大泉委員と私、事務局より相撲局長、大河原主事で現地調査を行い価格を決定し、あっせん委員長に互選された私より、 さんに価格を提示したところ、譲渡の承諾を得たので令和元年5月8日に において、第2回あっせん委員会を開催し、譲受希望者を調整したところ、さんに決定致しました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号2について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、3番・髙原君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君)ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については報告のとおり承認されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係(大河原 広君) はい。

番号3について説明させていただきます。

あっせん委員長、嶋中委員。

あっせん譲渡申出者、

あっせん委員、渡邊委員、大泉委員、森田委員。

報告年月日、令和元年5月27日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字西熊牛原野12-1。

現況地目、畑。

面積、31,537㎡外4筆、合計50,219.30㎡。

価格、1,241,000円。

譲受人氏名、 さん。

予定資金関係は、自己資金となっております。

なお、番号3につきましては、あっせん委員長であります嶋中委員より、報告をお願い致します。

- ○会長(佐瀬日出夫君) 5番・嶋中君。
- ○5番(嶋中 勝君) 5番・嶋中。

報告第69号、番号3について報告致します。

令和元年5月8日に、あっせん委員の指名があり、令和元年5月13日に渡邊委員、森田委員、

大泉委員と私、事務局より相撲局長、大河原主事で現地調査を行い価格を決定し、あっせん委員長に互選された私より、 さんに価格を提示したところ、譲渡の承諾を得ましたので令和元年 5月27日に において、第2回あっせん委員会を開催し、譲受希望者を調整したところ、 さんに決定致しました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号3について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君)ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については報告のとおり承認されました。

続いて番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係(大河原 広君) はい。

番号4について説明させていただきます。

あっせん譲渡申出者、

さん。

あっせん委員長、大泉委員。

あっせん委員、嶋中委員、甲斐委員。

報告年月日、令和元年6月10日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字上多和10-1。

現況地目、畑。

面積、12,958㎡外1筆、合計19,392㎡。

価格、1,161,000円。

譲受人氏名、 さん。

予定資金関係につきましては、自己資金となっております。

なお、番号4につきましては、あっせん委員長であります大泉委員より、ご報告をお願い致しま す。

- ○会長(佐瀬日出夫君) 8番・大泉君。
- ○5番(嶋中 勝君) 8番・大泉。

報告第69号、番号4について報告致します。

令和元年6月3日に、あっせん委員の指名があり、令和元年6月10日に嶋中委員、甲斐委員と 私、事務局より大河原主事で農業委員会事務局において、第1回あっせん委員会を開催致しました。 あっせん委員長に私が互選されました。 本件は、平成28年度に農地保有合理化事業により、公益財団法人 北海道農業公社の取得した 農地を、 さんが一時貸付を受けておりましたが、一部早期売渡を行うものです。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号4について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、8番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君)ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀨日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号4は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第69号、内容4件は報告のとおり承認されました。

### ◎議案第128号

〇会長(佐瀬日出夫君) 日程第7。議案第128号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、 内容3件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀨日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

議案第128号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知が あった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり3件であります。

番号1。

賃貸人、さん。賃借人、、

 $\lambda_{\circ}$ 

土地の表示、字シアンベツ1-1。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、48,685㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成25年7月1日。

契約期間、平成25年7月1日から令和5年6月30日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、令和元年6月3日。

土地の引渡し時期、令和元年6月3日。

なお、番号2につきましては、賃貸人、賃借人、設定内容、賃貸借の解約が合意された何月日、 土地の引渡し時期が番号1と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号2。

土地の表示、字虹別原野418-1の内。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、16,432㎡。

契約年月日、平成26年2月28日。

契約期間、平成26年2月28日から令和6年2月27日まで。

なお、調査結果につきましては、笛木委員より報告をお願い致します。

- ○会長(佐瀨日出夫君) 14番·笛木君。
- ○14番(笛木眞一君) 14番・笛木です。

議案第128号、番号1及び番号2について説明をさせていただきます。

6月11日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、それぞれの賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

番号1及び番号2、賃貸人 さんと、賃借人 さんと、賃借人 さんの土地の引渡し時期は、共に令和元年6月6日で、賃貸借の解約が合意された年月日は、令和元年6月6日と確認しております。

引渡し期限前6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断を致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

〇会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号1から番号2について事務局の説明、並びに現地調査 にあたられました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀨日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件について原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

番号3。

賃貸人、、さん。賃借人、、さん。

土地の表示、字塘路302-1。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、182,605㎡外1筆、合計面積は192,687㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成27年7月31日。

契約期間、平成27年7月31日から令和12年7月30日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、令和元年6月9日。

土地の引渡し時期、令和元年6月9日。

なお、調査結果につきましては、津野委員より報告をお願い致します。

- ○会長(佐瀨日出夫君) 13番·津野君。
- ○13番(津野 斉君) 13番・津野です。

議案第128号、番号3について説明させていただきます。

6月14日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃借人の要望により、賃貸人と合意解約するものです。

賃貸人の さんと、賃借人の さんの土地の引渡し時期は、令和元年6月9日で、 賃貸借の解約が合意された年月日は、令和元年6月9日と確認してまいりました。

引渡し期限前6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断を致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

〇会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました13番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

以上をもって、議案第128号、内容3件については原案可決されました。

#### ◎議案第129号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第8。議案第129号、現況証明願について、内容2件を議題と致 します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

議案第129号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況 証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり2件です。

番号1。

土地の所在、字虹別原野163-4。

登記簿地目、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、176㎡外1筆、合計面積は1,421㎡。

農地区分、一般民有地。

利用状況は、道路。

所有者名、
さん。

申請者名、
さん。

調査委員は、髙原委員、笛木委員、大泉委員、熊谷委員。

調査年月日、令和元年6月6日。

なお、調査結果につきましては、髙原委員より報告をお願いします。

- ○会長(佐瀬日出夫君) 3番·髙原君。
- ○3番(髙原文男君) 3番・髙原です。

議案第129号、番号1について報告致します。

6月6日付けで調査依頼がありまして、6月6日に、笛木委員、大泉委員、熊谷委員、事務局より小幡係長と私で現地調査を行ってまいりました。

資料の1ページから2ページをご覧下さい。

当該地の現況は、生活用通路となっており、隣接農地とははっきり区別されておりました。 以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。 以上で報告を終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号1について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、3番・髙原君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて、番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

番号2。

土地の所在、字雷別49-2の内。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、4,685㎡。

農地区分、一般民有地。

利用状況、原野。

所有者名、さん。

申請者名、

調査委員、甲斐委員、津野委員、熊谷委員。

調査年月日は、令和元年6月13日。

なお、調査結果につきましては、甲斐委員より報告をお願いします。

- ○会長(佐瀨日出夫君) 6番・甲斐君。
- ○6番(甲斐やす子君) 6番・甲斐です。

議案第129号、番号2について報告致します。

6月10日付けで調査依頼がありまして、6月13日に津野委員、熊谷委員、事務局より小幡係 長と私で現地調査で確認致しました。

この現況証明願に関しましては、\_\_\_\_にかかるものです。

資料の3ページから4ページをご覧下さい。

当該地の現況は、山林、原野となっており、隣接農地とはっきり区分けされておりました。 以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。 以上で報告を終わります。

〇会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号2について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、6番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第129号、内容2件は原案可決されました。

#### ◎議案第130号

〇会長(佐瀬日出夫君) 日程第9、議案第130号、農業振興地域整備計画の変更について、内容3件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係(大河原広君)はい。

議案第130号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に 基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり3件となっております。

番号1。

区分、用途区分変更。

地番、字オソツベツ原野28線55番地1。

現況地目、原野。

面積、33,696㎡の内6,337.98㎡。

事業計画の名称、畜舎建設、パドック・ロール置場整備事業。

事業主体、
、 さん。

事業開始、変更後。

事業の規模等、畜舎622.08㎡、パドック864㎡、ロール置場1,125㎡。

土地所有者、 さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通し、農地法第5条申請中。

土地選定の理由、当該地は農業用施設の建設に営農上最適であるとともに、周辺には農用地以外の代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、番号1につきましては、調査委員であります髙橋委員よりご報告をお願い致します。

- ○会長(佐瀬日出夫君) 15番・髙橋君。
- ○15番(髙橋政寿君) 15番・髙橋です。

議案第130号、番号1について報告致します。

6月13日に事務局より調査の依頼があり、6月17日に熊谷委員、甲斐委員と私、事務局より 相撲局長、大河原主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の5ページから7ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、 で畜産経営を行う さんが農業用施設を建設するため、農振農用地 区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

調査の結果、妥当と判断し問題ないと思われます。

この除外を受けようとする土地の表示及び状況、また除外しようとする面積は記載のとおり確認 しています。

除外しようとする内容及び目的、計画についても記載のとおり確認しております。

当該地は周辺に代替地がなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断 いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました15番・髙橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀨日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係(大河原広君)はい。

番号2。

区分、用途区分変更。

地番、字オソツベツ456番地8。

現況地目、畑。

面積、101,887㎡の内1,963.30㎡。

事業計画の名称、畜舎増築、ロール置場整備事業。

事業開始、変更後。

事業の規模等、畜舎120.52㎡、ロール置場540㎡。

土地所有者、
さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通し、農地法第5条申請中。

土地選定の理由、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに、周辺には農用地以外の代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、番号2につきましては、調査委員であります嶋中委員よりご報告をお願い致します。

- ○会長(佐瀬日出夫君) 5番・嶋中君。
- ○5番(嶋中 勝君) 5番・嶋中。

議案第130号、番号2について報告致します。

6月12日事務局より調査の依頼があり、6月14日に高松委員、渡邊委員と私、事務局より大河原主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の8ページから11ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、 で営農している さんが畜舎増築のため、農振農用地区域内の農地を 農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうか意見を町より求められたものであります。

調査の結果、妥当と判断し問題ないと思われます。

この除外を受けようとする土地の表示及び状況、また除外しようとする面積は記載のとおりと確認しております。

除外しようとする内容及び、目的、計画についても記載のとおりと確認しています。

当該地は周辺に代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断 いたしました。

以上で報告を終わります。

〇会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。 これより本件については採決致します。 原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係(大河原広君)はい。

番号3。

区分、用途区分変更。

地番、字虹別原野67線138番地1。

現況地目、畑。

面積、45,231㎡の内9,678.39㎡。

事業計画の名称、搾乳施設、ラグーン、排水層建設事業。

事業主体、
、
さん。

事業開始、変更後。

事業の規模等、搾乳施設1,788.12㎡、ラグーン930.25㎡、排水層39.52㎡。 土地所有者、 さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通し、農地法第4条申請中。

土地選定の理由、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、番号3につきましては、調査委員であります笛木委員よりご報告をお願い致します。

- ○会長(佐瀬日出夫君) 14番・笛木君。
- ○14番(笛木眞一君) 14番·笛木。

議案第130号、番号3について報告致します。

6月11日に事務局より調査の依頼があり、6月14日に大泉委員、熊谷委員、髙原委員と私、 事務局より大河原主事と現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の12ページから16ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、 で酪農経営を行う、 さんが農業用施設を建設するため、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

調査の結果、妥当と判断し問題ないと思われます。

この除外を受けようとする土地の表示及び状況、除外しようとする面積は記載のとおり確認しています。

除外しようとする内容及び、目的、計画につきましても記載のとおりと確認しています。

当該地は、周辺に代替地がなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀨日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

以上をもって、議案第130号、内容3件は原案可決されました。

### ◎議案第131号

〇会長(佐瀬日出夫君) 日程第10、議案第131号、農地法第3条の規定による許可申請について内容3件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係(大河原 広君) はい。

議案第131号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転(設定)の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり3件となっております。

番号1。

譲渡人、さん。譲受人、さん。

土地の所在、字塘路302-1。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、182,605㎡外1筆、合計192,687㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人は相手方希望、譲受人は粗飼料確保のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金6,000,000円。

世帯員又は構成員、譲渡人6名、譲受人4名。

畑、採放地面積、譲渡人337,261㎡、譲受人1,970,065㎡うち借入地735,847㎡。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

なお、番号1につきましては、調査委員であります津野委員よりご報告をお願い致します。

- ○会長(佐瀨日出夫君) 13番·津野君。
- ○13番(津野 斉君) 13番・津野です。

議案第131号、番号1について報告致します。

6月10日に事務局より調査の依頼があり、6月14日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおりを確認しました。

譲渡人のさんは、相手方要望のため土地を譲渡し、譲受人の

さんは経営規模拡大のため今回の申請となりました。

権利を取得する、 の構成員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認しました。

が申請地を譲受け後、農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事 するかについても、申請書に記載されたとおり確認しましたので、農地すべてについて耕作に常時 従事すると認められます。

の経営面積は申請地を含め約197haとなりますので、下限面積要件は満たしています。

権利取得後、農作業に従事し、耕作することによる周辺農地への影響はなく、効率的かつ総合的に利用されると認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、要件を満たしておりますので、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました13番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀨日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係(大河原広君) はい。

番号2。

譲渡人、

譲受人、

土地の所在、字塘路原野北9線102。

地目、登記簿共に現況、畑。

面積、26,693㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人相手方要望、譲受人粗飼料確保のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金、97、000円となっております。

世帯員又は構成員、譲渡人が1名、譲受人が4名となっております。

畑、採放地、譲受人が854, 469 ㎡のうち借入地が273, 822 ㎡となっております。 経営の状況につきましては、省略させていただきます。

なお、番号2につきましては、調査委員であります橘委員よりご報告をお願い致します。

- ○会長(佐瀬日出夫君) 4番・橘君。
- ○4番(橘 澄子君) 4番・橘です。

議案第131号、番号2について報告致します。

6月10日に事務局より調査の依頼があり、6月14日に現地調査を行ってまいりました。 許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の さんは、相手方要望のため農地を譲渡し、譲受人の さんは経営規模拡大のため、今回の申請となりました。

権利を取得する。
さんの世帯員、所有地、経営地の状況は記載のとおり確認致しました。

さんが申請地を譲受後、農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事するかについても申請書に記載されたとおり確認しましたので、農地すべてについて、耕作に常時従事するものと認められます。

さんの経営面積は申請地を含め、約85.4 h a となりますので下限面積要件は満たしております。

権利取得後に農作業に従事し耕作することによる、周辺農地への影響はなく、効率的かつ総合的に利用されると認められます。

以上の事から、農地法第3条第2項各号に該当せず要件を満たしており、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました4番・橘君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係(大河原広君) はい。

番号3について説明させていただきます。

譲渡人、、さん。譲受人、、さん。

土地の所在、字クチョロ原野260-11。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、18,030㎡外1筆、合計42,368㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人、相手方要望、譲受人、粗飼料確保のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金1,000,000円。

世帯員又は構成員、譲渡人3名、譲受人5名となっております。

畑、採放地、譲受人が 3, 5 0 9, 0 4 0 m 0 0 0 m 0 0 m 0

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

なお、番号3につきましては、調査委員であります髙橋委員より報告をお願い致します。

- ○会長(佐瀬日出夫君) 15番·髙橋君。
- ○15番(髙橋政寿君) 15番・髙橋です。

議案第131号、番号3について報告致します。

6月11日に事務局より調査の依頼があり、6月14日に現地調査を行ってまいりました。 許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認致しました。

譲渡人のさんは、相手方要望のため土地を譲渡し、譲受人の

さんは経営規模拡大のため今回の申請となりました。

さんが申請地を譲受後、農地すべてについて、耕作を行い農作業に常時従事するかについても、申請書に記載された通り確認致しましたので、農地すべてについて、耕作に常時従事すると認められます。

さんの経営農地面積は申請地を含め、約350.9haとなりますので下限面積要件は満たしております。

権利取得後に農作業に常時従事し、耕作することによる周辺農地への影響はなく、効率的かつ総合的に利用されると認められます。

以上の事から、農地法第3条第2項各号に該当せず要件を満たしており、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました15番・髙橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

以上をもって、議案第131号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第132号

〇会長(佐瀬日出夫君) 日程第11。議案第132号、農地法第4条の規定による許可申請について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係(大河原広君) はい。

議案第132号について説明致します。

農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条の規定による農地転用の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

土地の所在、字虹別原野67線138-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、9,678.39㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

転用目的、搾乳施設・ラグーン・排水層・作業スペース。

転用計画内容、期間、許可日の日から永久。

搾乳施設、1,788.12 m<sup>2</sup>。

ラグーン、 $930.25 \,\mathrm{m}^2$ 。

排水層、39.52㎡。

作業スペース、6,920.50㎡。

事業費、202,000,000円となっております。

調査委員、笛木委員、大泉委員、熊谷委員、髙原委員。

なお、番号1につきましては笛木委員よりご報告をお願い致します。

- ○会長(佐瀨日出夫君) 14番·笛木君。
- ○14番(笛木眞一君) 14番・笛木。

議案第132号、番号1について報告致します。

6月11日に事務局より調査の依頼があり、6月14日に大泉委員、熊谷委員、髙原委員と私、 事務局より大河原主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の12ページから16ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は「で営農する」 さんが、農業用施設の建設をするため農地の永久転用を申請するものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は、記載のとおり確認しています。

農地区分は、農振農用地区域内にある農地と判断致します。

転用しようとする内容及び転用目的、転用計画ついては、記載のとおり確認しております。

実行性、信用力については、転用にかかわる行為を遂行できると認められ、転用面積についても 妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、今後も営農を続けるうえで必要なものであること

から、この転用については問題ないと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第132号、内容1件は原案可決されました。

## ◎議案第133号

〇会長(佐瀬日出夫君) 日程第12。議案第133号、農地法第5条の規定による許可申請について、内容2件を議題といたします。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係(大河原広君) はい。

議案第133号について説明致します。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地等転用のための権 利移転(設定)の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり2件となっております。

番号1。

 所有者、
 \_\_\_\_\_、
 さん。

 転用者、
 さん。

土地の所在、字オソツベツ456-8の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、1,963.30㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借。

転用目的、畜舎増築。

転用計画内容、期間、許可日から永久。

畜舎、120.52 m3。

ロール置場、540㎡。

作業敷地、1,302.78 m<sup>2</sup>。

事業費、43,880,000円。

調査委員、嶋中委員、渡邊委員、高松委員。

なお、番号1につきましては、調査委員であります嶋中委員より報告をお願い致します。

- ○会長(佐瀨日出夫君) 5番・嶋中君。
- ○5番(嶋中 勝君) 5番・嶋中。

議案第133号、番号1について報告いたします。

6月12日に事務局より調査の依頼があり、6月14日に高松委員、渡邊委員と私、事務局より 大河原主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の8ページから11ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は、 で酪農をしている さんで、貸主の さんの土地に、畜舎増築を目的とした、永久転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は記載のとおりと確認しています。

農地区分は、農振農用地区域内の農地と判断致します。

転用しようとする契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおりと確認しています。 実行性、信用力については、転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当 な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、今後も営農を続ける上で必要な施設の建設であることから、この転用については問題ないと判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係(大河原広君) はい。

番号2について説明させていただきます。

所有者、 転用者、 、



土地の所在、字オソツベツ原野28線55-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、6,622.83㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借。

転用目的、畜舎増築。

転用計画内容、期間、許可日から永久。

酪農舎、622.08㎡。

パドック、864 m<sup>2</sup>。

ロール置場、1,125㎡。

作業スペース、4,011.75㎡。

事業費、32,041,000円。

調査委員、髙橋委員、甲斐委員、熊谷委員。

なお、番号2につきましては、調査委員であります髙橋委員よりご報告をお願い致します。

- ○会長(佐瀬日出夫君) 15番·髙橋君。
- ○15番(髙橋政寿君) 15番・髙橋です。

議案第133号、番号2について報告いたします。

6月13日に事務局より調査の依頼があり、6月17日に熊谷委員、甲斐委員と私、事務局より 相撲局長、大河原主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の5ページから7ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は、 で営農している さんで、貸主の さんの土地に、農業用施設の建設を目的とした、永久転用の申請をするものであります。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は記載のとおりと確認しております。

農地区分は、農振農用地区域内の農地と判断致します。

転用しようとする契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおり確認しております。 実行性、信用力については、転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当 な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、今後も営農を続ける上で必要な施設の建設であることから、この転用については問題ないものと判断致します。

以上で報告終わります。

〇会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました15番・髙橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀨日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第133号、内容2件は原案可決されました。

### ◎議案第134号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第13。議案第134号、農用地利用集積計画の作成の要請につい

て、内容20件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号10まで、内容10件について審議の都合上一括議題に供したいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀨日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号10まで内容10件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

議案第134号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促 進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町 長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり20件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字上多和10-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、12,958㎡外1筆、合計面積は19,392㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期は、令和元年6月28日。

対価の支払期限、令和元年7月31日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格、1,161,000円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

なお、番号2から番号4まで、利用権設定等の種類、成立する法律関係、所有権移転の時期、土 地の引渡時期、支払方法が番号1と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、

利用権の設定等をする者、

土地の所在、字熊牛原野9線東3-1。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、1,981㎡外10筆、合計面積は25,123.37㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

対価の支払期限、令和元年8月31日。

価格、1,231,000円。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、

利用権の設定等をする者、

土地の所在、字虹別原野123-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積は、41,824㎡。

利用権設定等の内容は、普通畑。

対価の支払期限は、令和元年7月31日。

価格、2,928,000円。

番号4。

利用権の設定等を受ける者、

利用権の設定等をする者、

土地の所在、字西熊牛原野12-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、31,537㎡外4筆、合計面積は50,219.30㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

対価の支払期限、令和元年10月31日。

価格、1,241,000円。

番号5。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

土地の所在、字虹別原野555-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、76,811㎡外1筆、合計面積は91,737㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和元年6年28日から令和6年6月27日まで。

土地の引渡時期、令和元年6月28日。

金額は、年間293,000円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号6から番号10まで、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号5と同じですので説明を省略させていただきます。

番号6。

利用権の設定等を受ける者、

、、、、、、さん

土地の所在、字虹別原野675-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、27,242㎡外1筆、合計面積は64,538㎡。

金額は、年間206,000円。

番号7。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

土地の所在、字虹別原野726-11の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、46,318㎡。

金額は、年間148,000円。

番号8。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

土地の所在、字虹別原野728-8の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、48,680㎡。

金額は、年間155,000円。

番号9。

利用権の設定等を受ける者、

さん

土地の所在、字虹別原野579-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、44、651㎡外3筆、合計面積は217、785㎡。

金額は、年間696,000円。

番号10。

利用権の設定等を受ける者、

さん

土地の所在、字虹別原野554-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、34,729㎡外2筆、合計面積は93,322㎡。

金額は、年間298,000円。

なお、番号1から番号10までについては、すべてあっせん案件のため改めての調査は行っておりません。

以上です。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号1から番号10まで内容10件について事務局の説明を 終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号10まで内容10件については原案可決されました。

続いて番号11を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君)はい。

番号11。

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野120-32。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、53,103㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和元年6月28日から令和11年6月27日まで。

土地の引渡時期、令和元年6月28日。

金額は、年間10,620円。

支払方法は、毎年12月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、調査結果につきましては、澁谷委員より報告をお願い致します。

- ○会長(佐瀬日出夫君) 1番·澁谷君。
- ○1番(澁谷 洋君) 1番・澁谷です。

議案第134号、番号11について報告致します。

6月7日付けで事務局より調査依頼がありまして、6月17日に現地調査を行ってまいりました。 利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のさんは、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主のさんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受人は認定農業者であり、農用地のすべて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたします。 詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号11について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました1番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号11については原案可決されました。

お諮り致します。

番号12から番号14まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号12から番号14まで内容3件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君)はい。

番号12。

利用権の設定等を受ける者、

利用権の設定等をする者、

土地の所在、字中チャンベツ39-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、14,145㎡外8筆、合計面積は193,899㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和元年6月28日から令和6年6月27日まで。

土地の引渡時期、令和元年6月28日。

金額は、年間600,000円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号13から番号14につきまして、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号12と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号13。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

土地の所在、字片無去27-4の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、18,233㎡外1筆、合計面積は32,755㎡。

金額は、年間96,000円。

番号14。

利用権の設定等を受ける者、

さん

土地の所在、字片無去20-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、15,584㎡外4筆、合計面積は177,545㎡。

金額は、年間528,000円となっております。

なお、調査結果につきましては、甲斐委員より報告をお願い致します。

- ○会長(佐瀬日出夫君) 6番・甲斐君。
- ○6番(甲斐やす子君) 6番・甲斐です。

議案第134号、番号12から番号14について報告致します。

6月7日付けで事務局より調査依頼がありまして、6月19日に現地調査を行ってまいりました。 利用権設定等の農地については、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のさんは、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主の さん、 さん、 さん、 さんは、 農地を借受け粗飼料の確保を図るという ことでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、

常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしま した。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

〇会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号12から番号14まで内容3件について事務局の説明、 並びに現地調査にあたられました6番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号12から番号14まで内容3件については原案可決されました。

続いて番号15を議題と致します。

なお、 番・ 君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

( 君退席)

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

番号15。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

さん

土地の所在、字阿歴内原野北4線128-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、13,767㎡外11筆、合計面積は111,258㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和元年6月28日から令和6年6月27日まで。

土地の引渡時期、令和元年6月28日。

金額は、年間222,516円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、調査結果につきましては、甲斐委員より報告をお願い致します。

- ○会長(佐瀬日出夫君) 6番・甲斐君。
- ○6番(甲斐やす子君) 6番・甲斐です。

議案第134号、番号15について報告致します。

6月7日付けで事務局より調査依頼がありまして、6月18日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認をしております。 貸主の さんは、相手側の希望により農地を貸付けするものであります。

借主の さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図ると いうことでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて、耕作を行い、 常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしま した。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

〇会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号15について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました6番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。 よって、番号15については原案可決されました。

君復席)

続いて番号16を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

番号16。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字虹別原野13-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、45,699㎡外1筆、合計面積は、69,200㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和元年6月28日から令和6年6月27日まで。

土地の引渡時期、令和元年6月28日。

金額、年間221,440円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、調査結果につきましては、笛木委員より報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 14番·笛木君。

○14番(笛木眞一君) 14番・笛木です。

議案第134号、番号16について報告致します。

6月7日付けで事務局より調査依頼がありまして、6月14日に現地調査を行ってまいりました。 利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のさんは、相手側の希望により農地を貸付けするものであります。

借主のさんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約につきましては、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしま した。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号16について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀨日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号16については原案可決されました。

続いて、番号17を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君)はい。

番号17。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

さん

土地の所在、字虹別原野547-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、46,002㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和元年6月28日から令和6年6月27日まで。

土地の引渡時期、令和元年6月28日。

金額は、年間147,206円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

- ○会長(佐瀨日出夫君) 14番·笛木君。
- ○14番(笛木眞一君) 14番・笛木です。

議案第134号、番号17について報告致します。

6月7日付けで事務局より調査依頼があり、6月14日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

さんは、相手方の希望により農地を貸付けするものです。

さんは農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。 借主の

この賃貸借契約につきましては、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行 い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各要件を満たし、適格であると判断いたしまし た。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号17について事務局の説明、並びに現地調査にあたら れました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀨日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号17については原案可決されました。

続いて番号18を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

番号18。

利用権の設定等を受ける者、

利用権の設定等をする者、

土地の所在、字虹別原野5-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、48,087㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間については、令和元年6月28日から令和5年6月27日まで。

土地の引渡時期、令和元年6月28日。

金額、年間152,000円。

支払方法は、毎年12月末日までに指定口座振込みとなっております。

- ○会長(佐瀨日出夫君) 14番·笛木君。
- ○14番(笛木眞一君) 14番・笛木です。

議案第134号、番号18について報告致します。

6月7日付けで事務局より調査依頼があり、6月14日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認をしております。

貸主のさんは、相手方の希望により農地を貸付けするものです。

借主のさんは、農地を借受け粗飼料確保を図るということでした。

この賃貸借契約につきましては、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしま した。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号18について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀨日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号18については原案可決されました。

続いて番号19を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

番号19。

利用権の設定等を受ける者、

、 、 さん。

利用権の設定等をする者、

土地の所在、字虹別原野77-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、24,434㎡外3筆、合計面積は96,762㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間については、令和元年6月28日から令和11年6月27日まで。

土地の引渡時期、令和元年6月28日。

金額は、年間309,638円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

- ○会長(佐瀨日出夫君) 14番·笛木君。
- ○14番(笛木眞一君) 14番・笛木です。

議案第134号、番号19について報告致します。

6月7日付けで事務局より調査依頼がありまして、6月14日に現地調査を行ってまいりました。 利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

さんは、相手側の希望により農地を貸付けするものであります。

さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、 常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしま した。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号19について事務局の説明、並びに現地調査にあたら れました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀨日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号19については原案可決されました。

続いて番号20を議題と致します。

事務局より内容説明致します。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君)はい。

番号20。

利用権の設定等を受ける者、

利用権の設定等をする者、

土地の所在、字標茶683-3の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、37,928㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和元年6月28日から令和10年6月27日まで。

土地の引渡時期、令和元年6月28日。

金額は、年間121,369円。

支払方法は、毎年5月末日までに支払うとなっております。

- ○会長(佐瀨日出夫君) 14番·笛木君。
- ○14番(笛木眞一君) 14番・笛木です。

議案第134号、番号20について報告致します。

6月7日付けで事務局より調査依頼がありまして、6月14日に現地調査を行ってまいりました。 利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のさんは、相手方の要望により農地を貸付けするものです。

借主のさんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、 常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしま した。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号20について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀨日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号20については原案可決されました。

以上をもって、議案第134号、内容20件は原案可決されました。

### ◎閉議の宣告

〇会長(佐瀬日出夫君) これをもちまして、第25回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

### ◎閉会の宣告

〇会長(佐瀬日出夫君) 第25回標茶町農業委員会総会を閉会致します。 どうも御苦労さまでした。

(午前11時52分閉会)